



税制改正により平成24年度の町県民税から次の扶養控除額が見直されます。

- ・15歳以下の扶養控除の廃止
- ・16歳から18歳までの扶養控除額の変更

33万円が廃止されました。

16歳から18歳までの扶養控除額の変更

特定扶養16歳から18歳までの扶養控除が45万円から33万円に変更されました。

固定資産税の納期の変更について

今年度の固定資産税の納期は7月、9月、11月、12月の4回です。納期が変更になっていますのでお知らせします。

固定資産税の震災による課税免除区域について

震災の津波被害により現状回復していない区域は平成24年度においても課税免除となります。課税免除となった土地・家屋は、7月送付納税通知書に同封する課税明細書に課税免除と記載されます。

平成23年度において課税免除となった土地・家屋でも、平成24年1月1日時点において通常利用が可能となった場合は、平成24年度より課税されます。

児童手当の現況届

4月から子ども手当が児童手当に変更になりました。児童手当では、養育の状況を確認するための現況届を提出することになっています。届出をしないと、6月以降の手当が受けられなくなります。忘れずに手続きをしてください。

なお、対象者には個別に通知しますので、内容をよく確認のうえ提出してください。

- ◇受付期間
6月1日(金)から29日(金)(土曜・祝日を除く)。
午前8時30分から午後5時まで
- ◇日曜日(日曜開庁)も受付を行っています。
- ◇受付場所
役場1階 町民税務課窓口
- ◇現況届に必要なもの
・児童手当・特例給付現況届(事前に郵送しています)。
・印鑑

・18歳未満の別居しているお子さんがいる場合は、そのお子さんが住んでいる世帯全員の住民票

・国民健康保険から社会保険に変更になった方は、保険証が必要となります。

・振込先口座を変更される方は、変更する通帳を持参ください。

問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

平成24年度 町県民税の震災による雑損控除の取り扱いについて

平成23年度の町県民税に震災減免の適用を受けた方の中で、平成23年中に所得税確定申告の雑損控除(震災の特例として平成22年分確定申告として申告をした雑損控除)の申告をした方は、所得税確定申告による雑損控除額を平成23年度の町県民税の控除額の計算に含めず、次年度の平成24年度町県民税の控除額の中に雑損控除額全額をそのまま引き継ぎます。

平成24年3月の所得税確定申告で震災による雑損控除を新規に申告した方は平成24年度の町県民税より雑損控除を適用します。

雑損控除額がその年の所得額より大きい場合は雑損控除額からその年の所得額を差し引いた額を翌年度に繰り越します。雑損控除額の繰越がある方は、次年度平成25年3月の申告時期においても所得税確定申告が必要ですので留意してください。

雑損控除の適用ケース① ・震災の雑損控除を平成23年中に確定申告(震災特例平成22年分として申告)した場合
・住宅全壊、各年の所得が200万円、震災雑損控除額500万円とした想定

所得税分 (単位 万円)

所得税の申告年	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	500	300	100	0	
	500-200=300 300を繰越	300-200=100 100を繰越	100-200=-100 繰越なし		

平成22年分確定申告の内容は平成23年度町県民税に対応 (次年度以後も同様)

町県民税分 (単位 万円)

町県民税の課税年	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	500	500	300	100	0
	雑損控除額を次年度へ町県民税は災害減免により免除	500-200=300 300を繰越	300-200=100 100を繰越	100-200=-100 繰越なし	

雑損控除額は平成23年度では取らず平成24年度へ引き継ぐ

雑損控除の適用ケース② ・震災の雑損控除を平成24年3月に確定申告(平成23年分として申告)した場合
・住宅全壊、各年の所得が200万円、震災雑損控除額500万円とした想定

所得税分 (単位 万円)

所得税の申告年	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	雑損控除申告前	500	300	100	0
		500-200=300 300を繰越	300-200=100 100を繰越	100-200=-100 繰越なし	

平成22年分確定申告の内容は平成23年度町県民税に対応 (次年度以後も同様)

町県民税分 (単位 万円)

町県民税の課税年	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	雑損控除申告前	500	300	100	0
	雑損控除申告前町県民税は災害減免により免除	500-200=300 300を繰越	300-200=100 100を繰越	100-200=-100 繰越なし	